

1 実施名称

令和5年度 「区民広報紙」版下作成業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

本市においては、幅広い世代の市民に市政情報を分かりやすく伝え、市政の理解を深めるために、広報紙 KOBE を毎月、全戸配布している。本業務は、市内9区の特性・個性に応じた情報を、優れたデザインや読みやすい記事等で紹介する区民版の紙面構成の版下を作成することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙、業務委託仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

1区につき最大2,740,000円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
（令和5年5月号から令和6年4月号まで）

(5) 委託区数

市内9区の「区民広報紙」のうち、1区から4区までの受託可能数を委託する。複数区を受託する場合も仕様を達成するため、提案競技課題を制作したスタッフと実際の制作にあたるスタッフを変更しないこと。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定し、1か月ごとの単価契約とする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則3か月ごとに業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

但し、支払い方法の詳細は、契約時に必要に応じて協議する。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格

以下の要件を全て満たすこと。なお、共同企業体については、共同企業体構成員全てが、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいる企業等でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと。
- (4) 令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有する、もしくは、それと同等の要件を満たすこと。なお、神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合は、登記簿謄本（または登記事項に関する全部証明）、納税証明書を併せて提出すること。
- (5) 納期が到来している所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 神戸市からの指名停止措置を受けている企業等でないこと。
- (8) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (9) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (10) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

5 事業者選定スケジュール

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| (1) 公募要領の公表・公募開始 | 令和4年12月19日（月） |
| (2) 参加申請書の受付締切 | 令和5年1月6日（金）17時30分 |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和5年2月6日（月）17時30分 |
| (4) 提案審査会の開催
（事業者によるプレゼンテーション） | 令和5年2月中旬 |
| (5) 選定結果通知 | 令和5年2月下旬 |

6 参加申請の手続き

- (1) 参加申請書及び質問票の提出
 - ① 提出期限
令和5年1月6日（金）17時30分（必着）
 - ② 提出書類
 - A. 参加申請書兼質問書（様式1）
 - B. 会社概要資料（設立趣旨、事業内容など）
 - C. 神戸市物品等競争入札参加資格を有しない場合は、「4 参加資格（4）」が満たされていることを証明する書類（提出日時点で発行日より3か月以内のもの）
 - ・登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】

- ・ 国税の納税証明書（その3の3）【写し可】
- ・ 印鑑証明書【原本】

d. 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

(2) 提出方法

郵送または持参

(3) 提出先

「10 問い合わせ先及び必要書類の提出先」を参照

(4) 質問の受付・回答

- ① 提案にあたって、質問事項のある場合は、提案申請書兼質問書（様式1）に記載して提出する。
- ② 応募者間の公平を確保するために、必要と認めた質問事項については、令和5年1月16日（月）までにEメールにより回答する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

7 企画提案書の提出

本事業の受託を希望される場合は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年2月6日（月）17時30分（必着）

(2) 提出方法

Eメール。ただし、送付途上での事故については、一切責任を負わない。

(3) 提出書類

① 企画提案書…データ（PDF）

- A. 企画提案書の様式はA4横向きとする。
- B. 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりする。
 - a. 全体コンセプト
現在の区民版の特徴や課題を整理し、今後の編集方針やコンセプトを提示すること。
 - b. 提案競技課題の考え方・ポイント
課題の紙面作成について、考え方とポイントをまとめたもの。
 - c. 本業務にかかる実施体制・支援体制
制作にあたって、実施体制がわかるもの
 - d. 類似業務実績
類似業務実績がある場合、本業務担当者が過去に制作を行った作品を記載した資料を提示すること。
 - e. その他
必要と思われる業務提案や効果的な企画提案を行うこと。また、業務遂行能力等のアピールがあれば記載すること。

② 制作紙面…データ（PDF）

課題の内容については、別紙、提案競技課題のとおり

- ③ 見積書（様式2）
 - ・受託可能区数を記載すること
- ④ 共同企業体結成届出書（様式3-①）／業務実施体制図（様式3-②）
 - ※④は共同企業体での参加を希望する場合のみ

8 事業者の選定方法

（1）審査基準

審査は、次ページに示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。審査基準については次ページを参照。

（2）選定方法

- ① 事業者選定にあたっては、選定委員会において、提出された企画提案書等に基づく提案説明（プレゼンテーション）の内容を、（1）審査基準により審査し、委託候補者を選定する。
- ② 審査にあたっては、提案審査会（プレゼンテーション）の実施を予定している。ただし、提案事業者が多数の場合は、提案審査会に先立ち書類選考を実施する場合がある。書類選考にあたっては、審査基準に沿って企画提案書等提出書類の書類審査を行い、当該審査を通過した提案事業者のみ、提案審査会（プレゼンテーション）に参加できるものとする。書類選考の結果については企画提案書等提出書類の提案事業者全員にEメールにて結果を通知する。
- ③ 参加者が1社の場合でも審査は実施する。参加者が複数ある場合は、審査による評価点の総合計が最も高い者を契約の優先候補者とする。
- ④ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、以下のとおり決定する。
 - i. 内容点のうち「提案内容・提案競技」の点数が最も高いもの
 - ii. iが同点の場合は、内容点のうち「業務実施(制作)体制」の点数が最も高いもの
 - iii. i～iiがいずれも同点の場合は、くじ引きにより決定する
- ⑤ ただし、内容点が6割に満たない場合は、採用しないものとする。
- ⑥ 選定の結果は、個人情報への配慮を踏まえたうえで公表する。
(ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じない。)

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 その他

- (1) 提出書類は、選定結果の如何に関わらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類は、提出者に無断で使用することはない。
- (4) 本件に係る令和5年度一般会計予算が成立しない場合は、この提案審査に基づく契約を締結しないことがある。

10 問い合わせ先及び必要書類の提出先

神戸市 市長室 広報戦略部 広報紙係（区民版）

住所 | 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館16階

電話 | 078-322-5013 FAX | 078-322-6007 E-mail | kouhoushi@office.city.kobe.lg.jp

「区民広報紙」版下作成業務 審査基準

審査項目		配点 (計 100 点)
提案内容・提案競技 (75 点)		
	区民広報紙の目的と期待する効果を理解し、区の特長・個性に応じた内容の企画が行われているか	25
	読者が読みやすく惹きつけられるタイトルを付け、また全体を通して、読者が理解しやすく、分かりやすいストーリーでの構成、記事となっているか。	25
	写真やイラストを効果的に使用する等、洗練されたデザインで、興味を引き読み進めたいくなるような仕掛けや見せ方がなされているか。	25
業務実施 (制作) 体制 (15 点)		
	【実施体制】 専属スタッフの役割分担等が具体的に示され、区の要請に応じて即時の対応が出来る体制となっており、本業務を確実に履行することが認められるか。また、不測の事態には社としてバックアップ体制が可能となっているか	10
	【類似実績】 十分な実績を有しているか。	5
活動拠点 (10 点)		
	本社所在地等を神戸市内に有するか。 ※本社および本店の場合は 10 点、支社および支店、営業所の場合は 5 点を配点	10